

# 介護保険財政安定化基金

## 1 設置根拠等

### (1) 設置根拠

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第147条第1項

### (2) 設置目的及び基金事業

保険者の介護保険財政の安定化に資することを目的として、保険者の保険財政に赤字が生じたときに、次により交付又は貸付けの事業を行う。

- ①交付…赤字の原因が保険料収納額が見込額より不足するものであるとき（法147条第1項第1号。ただし、交付は計画期間（3年間）の最終年度においてのみ行う）
- ②貸付け…赤字の原因が給付費の増大によるものであるとき（同項第2号）

### (3) 基金の財源

国 1/3、県 1/3、保険者 1/3

### (4) 基金積立額の算定方法

○基金積立額＝各保険者の拠出金合計額×3  
（法第147条5項）。

○各保険者の拠出金＝各保険者の標準給付費等見込額×安定化基金拠出率（0%）

安定化基金拠出率は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第12条第1項第1号により、厚生労働大臣の定める率（0.04%）を標準として条例で定めることとされており、福岡県介護保険財政安定化基金条例（平成12年福岡県条例第20号。以下「条例」という。）第2条において平成21年度以降は0%と定めているため、第4期計画期間における拠出の予定はない。

## 2 平成22年度における運用実績等

平成22年度は、新規積立では行わず、第1期計画期間における財政安定化基金からの貸付償還金として約3,560万円を積み立てた。年度中の運用益は約9,110万円であった。

平成22年度は、1保険者から貸付の申請があり1,380万円を基金から取り崩して貸付事業を実施した。この結果、年度末の基金額は約129億730万円となった。

	前年度末残高 A	新規積立額 (運用益除く) B	財政安定化 基金償還金 C	年度中の 運用益 D	年度中の 取崩額 E	年度末現在高 F (=A+B+C+D-E)
平成22年度	12,794,379,680円	0円	35,587,444円	91,103,527円	13,800,000円	12,907,270,651円

(1) 平成 22 年度の運用益内容 (関連 : D)

運用益発生日	運用金額(元金)	運用方法	運用期間	運用益
平成 22 年 6 月 30 日	12,794,379,680 円	(一括運用配分)	平成 22 年 3 月 31 日 ~平成 22 年 6 月 30 日	9,912,042 円
平成 22 年 9 月 30 日	12,804,291,722 円	(一括運用配分)	平成 22 年 6 月 30 日 ~平成 22 年 9 月 30 日	37,636,608 円
平成 22 年 12 月 28 日	12,841,928,330 円	(一括運用配分)	平成 22 年 9 月 30 日 ~平成 22 年 12 月 28 日	15,024,068 円
平成 23 年 3 月 31 日	12,892,539,842 円	(一括運用配分)	平成 22 年 12 月 28 日 ~平成 23 年 3 月 31 日	28,530,809 円
合 計				91,103,527 円

(2) 平成 22 年度の貸付実績 (関連 : E)

保 険 者 名	貸 付 額
那珂川町	13,800,000 円